

電動バイクのJIMA推奨規約に関するガイドライン

保安基準

(1) 車体

[第59条](#)

1. 形状、外形寸法は、道路運送車両法の「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」(以下「法令」と記載)に準拠する。
全長(L)2.5m × 全幅(W)1.3 × 全高(H)2.0 以下 (単位:m)
2. 前照灯、尾灯、方向指示器灯、制動灯、番号灯、反射板の大きさ、色、照度は、法令に準拠する。

【前照灯】 [第62条適用整理第64条](#) [第276条細目告示第3節](#)

色は淡黄色、或いは白色であり、98年以降に生産された車両に於ては消灯できない構造でなければならず(スイッチの装着禁止)昼夜関わらず、点灯した状態で走行せねばならない。
エンジンがかかっていない状態であれば、消灯していても問題は無い。
最高速度が15Km/hを超える車両にあっては擦違い灯を装備しなければならない。

【尾灯】 [第278条細目告示第3節](#)

光源が5W以上30W 以下で照明部の大きさが15cm² 以上であり、かつ、その機能が正常である尾灯は、この基準に適合するものとする。
尾灯の灯光の色は、赤色であること。

【方向指示灯】 [第63条適用整理第68条](#) [第281条細目告示第3節](#)

色は橙色であって、尾灯を含めた際に、360度、どの位置からでも視認でき、点灯面積の変化や、光が移動しないもので、照明部の大きさが7cm²以上なければならない。
毎分60回~120回の範囲で点滅しなければならない。
ウインカーは左右対称の位置に取り付けられ、フロント側は30cm以上、リアは15cm以上の間隔が開いており、100m後方から、その点灯が視認できねばならない。
クリアーレンズは適法であるが、その際は内部に橙色の電球を装備せねばならない。

【制動灯】 [第279条細目告示第3節](#)

光源が15W以上60W 以下で照明部の大きさが20cm² 以上であり、かつ、その機能が正常である制動灯は、この基準に適合するものとする。
尾灯と兼用の制動灯は、同時に点灯したときの光度が尾灯のみを点灯したときの光度の5倍以上となる構造であること。
制動灯の灯光の色は、赤色であること。

【番号灯】 [第277条細目告示第3節](#)

夜間後方8 m の距離からその後面に取り付けた市町村(特別区を含む。)の条例で附すべき旨を定めている標識の番号等を確認できるものであること。
番号灯の灯色の色は、白色であること。

【後部反射器】 [第280条細目告示第3節](#)

後部反射器は、夜間にその後方100m の距離から走行用前照灯で照射した場合にその反射光を照射位置から確認できるものであること。
後部反射器による反射光の色は、赤色であること。

3. フレーム塗装は、JIS塩水噴霧試験を受けることが望ましいが、0.3m/m以上の塗膜を有する電着塗装又は、高温焼付け塗装によること。
4. 後車鏡の取り付け位置、取り付け方法は、法令に定める方法による。 [第283条細目告示第3節](#)
鏡面面積:69cm²未満
円形鏡面:直径が94mm以上 150mm以下
円形以外の鏡面:縦120mm、横200mm(又は横120mm、縦200mm)未満であり、直径
5. 速度計の誤差及び取り付け位置は、法令に準拠する。 [第285条細目告示第3節](#)
運転者が容易に走行時における速度を確認できるものであること
速度がk/m表示であること
照明装置を備えること(自発光式、自発光塗料)
デジタル式速度であって、昼夜間において、十分な輝度、コントラストがあること
6. 制動装置は、最大乗車体重の乗員が乗車して法令による制動力を確保できる装置及びタイヤを使用す。 [第61条適応整理第62条](#)
最高速度35Km/h以下:初速20Km/h停止距離5m
最高速度35Km/h~80Km/h:初速35Km/h停止距離14m

<今後適用される保安基準>

二輪自動車(エンデューロ及びトライアルは除く)はアンチロックブレーキシステム(ABS)
第二種原付はABSまたはコンバインドブレーキシステム(CBS)を備えること

【適用時期】 [「道路運送車両の保安基準」、「装置型式指定規則」、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について](#)

新型車::平成30年10月1日以降
継続生産車:平成33年10月1日以降

(2)表示

1. 充電、乗車、始業点検時の警告・注意を促す表示(シール)をする。
2. 乗車方法、免許の種類、始業点検作業内容等の手順・注意の表示(シール)をする。
3. 輸入元、又は販売元、表示をする。

性能基準

(1)モーター

1. モーターの形式
2. モーター出力は、定格出力、最大出力をKwで表す。
3. 定格出力時、最大出力時の消費電流をA(アンペア)で表す。
4. 回生ブレーキが発生する場合は、発生トルクN/mで表す。
5. トルクは、最大出力時のトルクを表す。
6. 登坂力は、最大乗車体重の乗員が乗車して乗員の補助が無く発進可能な斜度を持って登坂力を表す。

(2)制御装置

1. 最大出力電流をA(アンペア)で表す。
2. 自己診断機能がある場合は、診断項目をあらわす。
3. 入力電圧をV(ボルト)で表す。

(3)バッテリー

1. 電圧値(V)、電流値(A)仕様を明記する

品質基準

(1)外観

1. 化粧部品の塗装ムラ、傷、錆等の検査を実施後出荷する。
2. 金属部品の鍍金は、無シアン亜鉛鍍金、銅下ニッケル、銅下クローム、の鍍金をおこなう。
3. フレームの塗装は、防錆塗装後に高温焼付け塗装を行なうか、電着塗装をする。

(2)配線

1. フレームに直接結束する場合は、絶縁被服を施す。
2. コネクターは、回路毎に許容電流の十分な電線を使用する。
3. 30A以上の電流が発生する回路は、コネクターでなく2倍以上の許容電流を有する端子台による結線が望ましい。

信頼性基準

(1)駆動系

1. モーターの接合部は、フラックス塗布、パッキン、Oリング等により防水処理を行なう。
2. 雨滴の進入の可能性がある箇所に設置するコネクター等は、防水処理を行なう。
3. 制動装置のワイヤー、油圧ホースは、他の部品と接触する恐れがある箇所は保護カバーを巻くか結束等により破断を防ぐ。

(2)電装品

1. コネクター、ギボシ等接続部に使用する端子は、銅又は真鍮製でニッケル鍍金等の腐食防止の表面処理を行なう。
2. 制御装置、DCコンバータ、クラクション、ウインカーリレー等の電装品は、雨滴の進入し難い場所に設置する。

(3)ユーザー保護

1. 一事故一億円以上のPL保険に加入する。
2. コールセンター等ユーザーサービスを行なう。
3. 取扱説明書を車両1台ごとに添付する。
4. サービスマニュアル、パーツリストを販売店又はユーザーに開示する。
5. 補修用部品、消耗品は販売終了後の最低5年間供給する。
6. 製造指示書により車体ごとの仕様のバラツキをなくす。

表示基準

(1)カタログ・広告

1. カタログ及び仕様書に記載する項目については(社)自動車公正取引協議会による「二輪車公正競争規約」を遵守する。
2. 車体重量は、標準バッテリー装着時の重量とする。
3. バッテリーの種類は、電流鉛酸、鉛シリコン、リチウム等の種類とシールドかそうでないかを明示す。
4. 標準充電電流及び車両が走行不能になった時点からの充電時間を明示す。
5. 1回の充電による走行距離は、JIS規定による10モード又は20モード走行によるものが望ましい。
6. 最高速度は、実測速度を表示する。メーター読取値を表示する場合は、法令によるメーター校正を行った値をメーター表示値と明示して表示する